

早急な取調べの全過程の可視化を求める会長声明

佐賀地方裁判所刑事部は、「強盗殺人」か、あるいは「殺人」かが争われた事案において、7月8日（火）に取調べの可視化に関する画期的な判決を出した。

すなわち、捜査段階での自白調書の信用性の補強のために検察官が提出した録画DVDについて、裁判所は「DVDは25分程度の状況を明らかにするのみで、それ以前にどのような取り調べがされたかは不明で、供述の信用性の裏付けとするのは困難である」とし、また「取調べの主観や誘導が影響した後付けの動機の疑いが残る」として、自白の取調べ調書の信用性を退けた。

上記の裁判所の判断は、取調べの全過程の録画に否定的な検察庁の姿勢に疑問を投げかけ、裁判所が取調べの全過程の録画に大きな関心を示したものとして、高く評価できる。

現在、当会のみならず、日弁連全体でも、来年5月から開始される裁判員制度の必須条件として、取調べの全過程の録画の実現に向けて、強力なキャンペーンを実施している。

その目的は、取調べの状況を後日に外部から検証できるようにして、違法・不当な取調べによる虚偽自白とその結果生まれるえん罪を防止するとともに、「自白の任意性・信用性」に関する審理の長期化を避け、迅速な審理という裁判員制度の趣旨を実現することにある。

検察庁は重大事件に限定して、取調べ過程の一部録画を試行的に実施しているが、この試行を容認するならば、本強盗殺人事件のごとく、検察官が立証に役立つと判断した部分のみが裁判所に提出されることになる。

取調べの一部の録画化は、到底「可視化の第1歩」ではなく、反対に違法・不当な取調べを隠すことになり、裁判官とりわけ裁判員の判断を誤らせる危険が大きい。

裁判員制度は、国民参加のわかりやすい裁判でなければならず、そのためにも当会は、警察・検察に対して、早急な「取調べの全過程の可視化」を強く求める。

2008年(平成20年)7月11日

佐賀県弁護士会会長 浜 田 愷